

令和3年度 病虫害防除情報

令和3年7月29日
福島県病虫害防除所

県内全域で斑点米カメムシ類が多く発生しています。
出穂期が早まっていますので、防除適期に注意してください。

- 1 対象作物：水稲
- 2 病虫害：斑点米カメムシ類
- 3 対象地域：県内全域

発生状況

- (1) 斑点米カメムシ類（以下、カメムシという）の発生地点割合はこの10年ほど比較的高い傾向にあり、斑点米被害は毎年問題となっています。7月下旬の本田すくい取り調査では、平年並に多くの地点で発生を確認しました。特に、浜通りで発生程度の高いほ場がありました(図1)。
- (2) また、水田畦畔雑草すくい取り調査では、発生地点割合は平年よりやや高く、発生程度の高い地点が多くなっています(図2)。
- (3) 本田すくい取り調査での種別では、ホソハリカメムシ(写真1)、アカスジカスミカメ(写真2)、クモヘリカメムシ(写真3)、アカヒゲホソミドリカスミカメ(写真4)が多くの地点ですくい取られました。特に、浜通りではクモヘリカメムシの発生地点割合が高くなっています(図3)。

防除対策

(出穂期以降)

- (1) カメムシは、水稲の出穂期をむかえると水田に侵入するため、出穂の早い水田に被害が集中します。早生品種や移植時期の早いほ場では、カメムシの発生に注意し、出穂期以降は水田内でカメムシの発生が認められた場合は薬剤防除を行いましょう。
- (2) 散布剤による防除は、乳熟期を基本とし、その後も発生が見られる場合は7日後に追加防除を行いましょう。
- (3) 水面施用剤を使用する場合は、穂揃期～乳熟期に湛水状態で散布し、7日以上、止水してください。その後多発が予想される場合は、散布剤により追加防除を行いましょう。
- (4) 水面施用剤はクモヘリカメムシ等の大型のカメムシに対しては防除効果が劣ることがあるので、液剤や粉剤を使用しましょう。

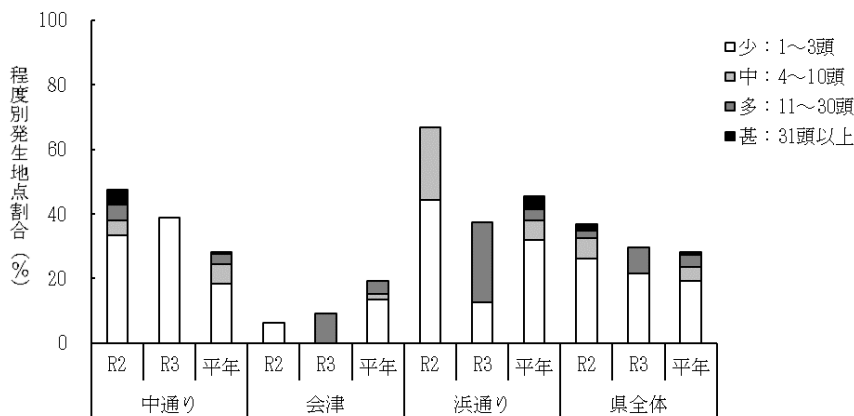


図1 斑点米カメムシ類の発生地点割合（7月下旬・本田内）

※ 防除の目安は、乳熟期（出穂期の7～10日後）の本田内すくい取り（20回振り）で2～4頭です。

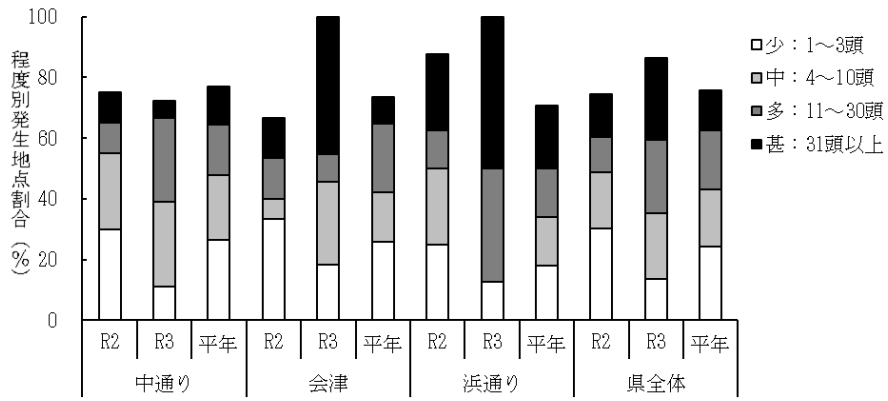


図2 斑点米カメムシ類の発生地点割合（7月下旬・畦畔雑草）

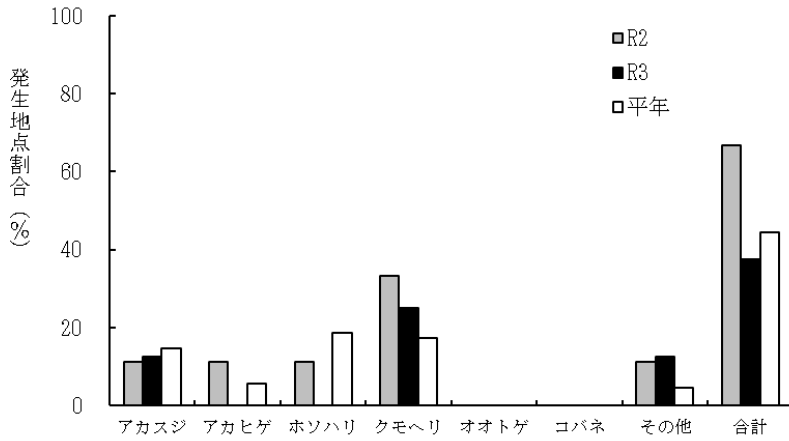


図3 浜通りにおける斑点米カメムシ類種別発生地点割合（7月下旬・本田内）

※アカスジ：アカスジカスミカメ、アカヒゲ：アカヒゲホソミドリカスミカメ、ホソハリ：ホソハリカメムシ、クモヘリ：クモヘリカメムシ



写真1 ホソハリカメムシ



写真2 アカスジカスミカメ



写真3 クモヘリカメムシ



写真4 アカヒゲホソミドリカスミカメ

表1 カメムシの防除薬剤（茎葉散布剤、水面施用剤）

剤型	薬剤名	有効成分	薬剤系統	使用時期 (収穫前日数)	使用方法	使用濃度、10a 当たり使用量	使用回数 の制限
粉剤	アルバリン粉剤DL	ジノテフラン	4A	収穫7日前まで	散布	3kg	3回以内
	キラップ粉剤DL	エチプロール	2B	収穫14日前まで	散布	3～4kg	2回以内
	スタークル粉剤DL	ジノテフラン	4A	収穫7日前まで	散布	3kg	3回以内
	スミチオン粉剤3DL	ME P	1B	収穫21日前まで	散布	3～4kg	2回以内(但し、出穂前は1回)
	ダントツ粉剤DL	クロチアニジン	4A	収穫7日前まで	散布	3～4kg	3回以内
	MR. ジョーカー粉剤DL	シラフルオフエン	3A	収穫7日前まで	散布	3～4kg	2回以内
液剤・乳剤・フロアブル剤	キラップフロアブル	エチプロール	2B	収穫14日前まで	散布	1,000～2,000倍	2回以内
	スタークル液剤10	ジノテフラン	4A	収穫7日前まで	散布	1,000倍	3回以内
	スミチオン乳剤	ME P	1B	収穫21日前まで	散布	1,000倍	2回以内
	ダントツフロアブル	クロチアニジン	4A	収穫7日前まで	散布	5,000倍	3回以内
水面施用剤	アルバリン粒剤	ジノテフラン	4A	収穫7日前まで	散布	3kg	3回以内
	キラップ粒剤	エチプロール	2B	収穫14日前まで	湛水 散布	3kg	2回以内
	スタークル粒剤	ジノテフラン	4A	収穫7日前まで	散布	3kg	3回以内
	ダントツ粒剤	クロチアニジン	4A	収穫7日前まで	散布	3～4kg	3回以内

注) 記載中の登録内容は令和3年7月20日現在。

注) 同じ農薬名でもメーカーにより登録内容が異なることがあるので、農薬登録情報提供システムホームページ (<https://pesticide.maff.go.jp/>) 等で最新の内容を確認してください。

注) 液剤、乳剤、フロアブル剤の散布液量は、10a当たり140～150L散布する(令和3年版福島県農作物病害虫防除指針)。

- 使用回数の制限の欄は、その剤の使用回数であり、使用する際には成分ごとの総使用回数を確認すること。
- ・ジノテフランを含む農薬の総使用回数 : 4回以内(但し、育苗箱への処理及び側条施用は合計1回以内、本田での散布、空中散布、無人航空機散布は合計3回以内)
 - ・エチプロールを含む農薬の総使用回数 : 2回以内(但し、は種時(直播)又は移植時までの処理は1回以内)
 - ・ME Pを含む農薬の総使用回数 : 3回以内(但し、種もみへの処理は1回以内、育苗箱散布は1回以内、本田では2回以内)
 - ・クロチアニジンを含む農薬の総使用回数 : 4回以内(但し、直播での種時又は移植時までの処理は1回以内、本田での散布、空中散布、無人航空機散布は合計3回以内)
 - ・シラフルオフエンを含む農薬の総使用回数 : 2回以内

● 情報内容への質問や要望は福島県農業総合センター安全農業推進部発生予察課(病害虫防除所)まで御連絡ください(TEL 024-958-1709、FAX 024-958-1727)。

● 本情報は、福島県病害虫防除所ホームページ (<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/37200b/>)でもご覧になれます。